

大阪府と府内市町村では、法令遵守及び納税義務者の利便性向上の観点から、原則として全ての事業者について、平成30年度(2018年度)から特別徴収義務者に指定し、特別徴収を徹底しています。
特別徴収へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度(2024年度)

給与所得等に係る

市府民税・森林環境税 特別徴収のしおり

重要事項ですので、必ずご覧ください。

1. 退職、転勤、就職等の異動及び特徴義務者の所在地・名称・送付先等の
変更の手続きについて…… P.2
2. 特別徴収税額の納入について…… P.4
3. 納入場所…… P.4
4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について…… P.5
5. 特別徴収税額の納期の特例について…… P.7
6. 市府民税・森林環境税額の算出について…… P.7
7. 退職手当等に係る住民税の計算方法、納入について…… P.9

～届出書～

- ・給与所得者異動届出書(別綴じ)
- ・特別徴収への切替依頼書
- ・所在地・名称等変更届出書

→箕面市ホームページから様式をダウンロードできます。

箕面市 税関連申告書 検索



箕面市ホームページをご覧ください

市府民税・森林環境税の変更点、各種届出書の様式など税に関する情報を随時更新しています。ぜひご利用ください。

箕面市 市民税 検索



電子申告、電子申請・届出、電子納税は簡単・便利な、eLTAXをご利用ください。

eLTAXの手続等については、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAX 検索



箕面市役所 総務部 税務室
市民税特別徴収グループ

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

TEL 072-724-6710(直通)

FAX 072-723-5538

特別徴収義務者様

箕面市役所 総務部 税務室

令和6年度(2024年度)給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収について

平素は、本市の税務行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和6年度(2024年度)給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書等関係書類を送付いたしますのでご査収ください。同封しております『給与所得等に係る市府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)』(圧着ハガキ)は、取り扱いに十分ご注意ください、それぞれ各納税義務者個人へお渡ししていただきますようお願いいたします。

新年度の通知を発送する毎年5月頃は、時期を前後して前年度の変更に関する通知を送付する場合があります。通知に記載されている年度の表記を必ず確認してください。

また、退職、転勤、就職等で4月中旬以降に受理しました「給与所得者異動届出書」「特別徴収への切替依頼書」等に基づく変更につきましては、後日、「税額決定・変更通知書」を送付いたしますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

1. 退職、転勤、就職等の異動及び特徴義務者の所在地・名称・送付先等の変更の手続きについて

(1) 退職又は転勤等の異動の手続き

納税義務者の退職・休職・死亡・転勤や会社解散等のため特別徴収ができなくなった場合は、別綴じ「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、**必ず翌月10日までに提出してください**。特別徴収税額が0円の場合でも提出が必要になります。記入例については「異動届出書の書き方」をご覧ください。

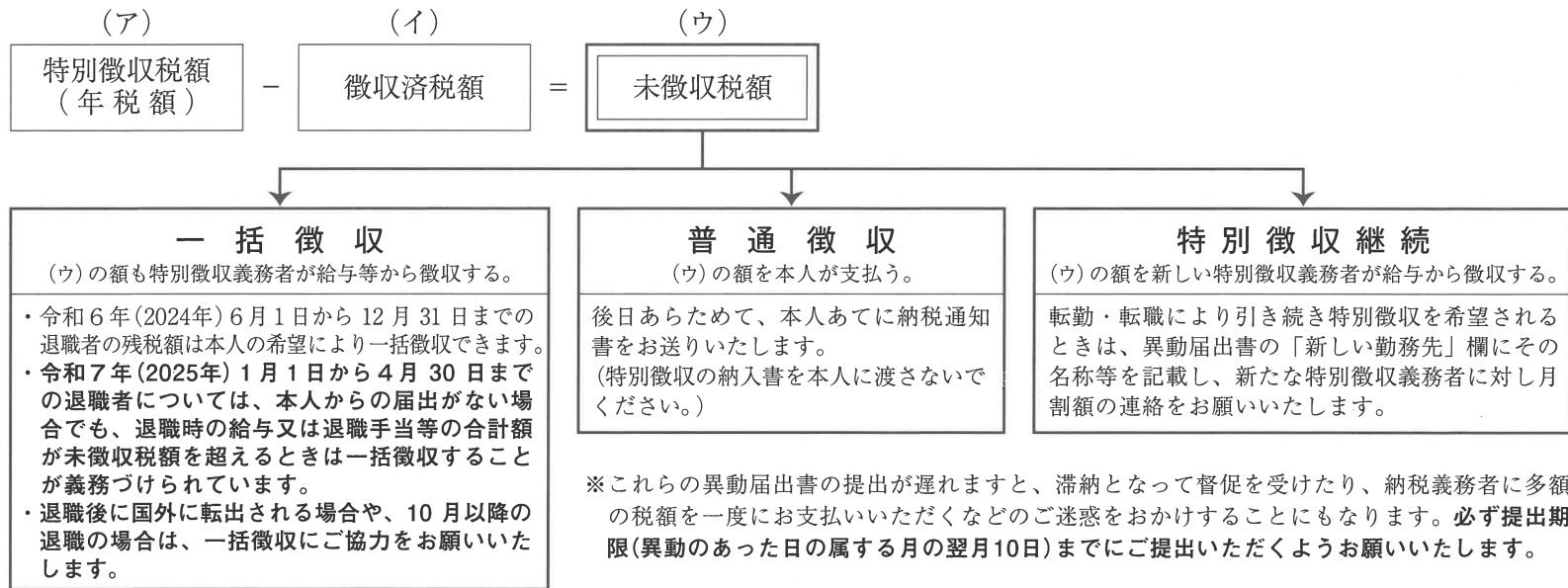
◆徴収できなくなった月割額(未徴収税額)について

納税義務者が退職された場合、未徴収税額のお支払いについて納税義務者の便宜を図るため、一括徴収についてのご理解とご協力をお願いいたします。(一括徴収は、未徴収税額を退職時の給与・退職金などから、まとめて差し引く方法です。)

※死亡による退職の場合は、一括徴収できませんので、ご注意ください。

◆納税義務者が退職後、国外転出される場合について

納税義務者が退職後、国外転出される場合については一括徴収にご協力をお願いいたします。一括徴収ができない場合は納税管理人を定めていただくか、国外転出前に未徴収税額を全てお支払いいただく必要があることを納税義務者にご説明ください。また、納税通知前に国外転出する場合、翌年度の市府民税・森林環境税についても課税される場合がありますので、市府民税・森林環境税をお支払いいただく必要があることを納税義務者にご説明ください。



(2) 就職等で特別徴収へ切り替える手続き

新規雇用された従業員（納税義務者）等がご自分でお支払いいただいている市府民税・森林環境税額（普通徴収税額）について、特別徴収に切り替えることができますので、「市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書」（巻末綴じ）に必要事項を記入のうえ、毎月20日までにご提出ください。依頼書を受理した日の翌月10日以降に税額変更通知書をお送りいたします。

(3) 特別徴収義務者の所在地・名称・送付先等変更の手続き

特別徴収義務者の所在地、名称、特別徴収関係書類の送付先に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（巻末綴じ）に必要事項を記入のうえ、速やかにご提出ください。

(4) 市税の電子申告及び共通納税システム「eLTAX」(エルタックス) について

地方税ポータルシステム「eLTAX」(エルタックス) で、給与支払報告書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書などを申告していただけます。また、共通納税システムによるお支払いも可能です。初めてeLTAXを利用する場合は、利用の届出などが必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

◆市府民税・森林環境税特別徴収税額通知書のデータ送信

eLTAXを利用して給与支払報告書を送信する際に通知書の受取方法を「電子データ」とし、通知先メールアドレスを設定いただくことで、電子署名を付与した市府民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の電子データを送信します。また、令和6年度分から特別徴収税額通知書（納税義務者用）についても「電子データ」による受取方法を選択できます。電子データによって受け取る場合、書面による通知は行いません。

なお、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）及び（納税義務者用）は、それぞれ別のシステムを介して電子データを送信するため、同日中に両方の電子データが到着しない場合があります。特別徴収義務者用の電子データ到着から1週間経っても納税義務者用の電子データが届かない場合は、ご連絡ください。

2. 特別徴収税額の納入について

(1) 納入方法・納期限（支払期限）

給与所得者に係る特別徴収税額は、6月から翌年5月までの12回に分けてお支払いいただきます。支払う給与からその月の月割額を徴収し、翌月10日までにお支払いください（納期限（支払期限）が土・日・祝日の場合は翌日が納期限（支払期限）になります）。

なお、令和6年度については、個人住民税の定額減税が実施されることに伴い、定額減税の対象者については定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11回に分けてお支払いいただきます（9ページ参照）。

(2) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後、その税額に誤りがあつたり、またはこれを変更する必要があるときは税額変更通知書によりお知らせしますので、次ページ「4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について」をご覧ください、変更後の金額を納入書に手書きで記入のうえ、変更された月割額を徴収しお支払いください。

新たな納入書は送付いたしませんのでご注意ください。

(3) 特別徴収税額を滞納した場合

納期限（支払期限）までに市府民税・森林環境税を完納されない場合は、督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの市府民税・森林環境税に係る徴収金を完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。

督促状を発送した場合は、督促状1通につき定形郵便物の料金相当の督促手数料をお支払いいただきます。

また、納期限（支払期限）後に市府民税・森林環境税を納付する場合は、納期限（支払期限）の翌日から市府民税・森林環境税の完納の日までの期間の日数に応じ、税額が2,000円以上であるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てた額に年14.6%（※1）の割合（※2）を乗じて計算した額の延滞金をお支払いいただきます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※1 当該納期限（支払期限）の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%とします。

※2 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。

※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。

3. 納 入 場 所

(1) 下記金融機関の本・支店（順不同）

三井住友銀行・りそな銀行（※）・池田泉州銀行・埼玉りそな銀行（※）・滋賀銀行（※）・関西みらい銀行（※）・みなと銀行・大阪信用金庫・北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・近畿労働金庫・大阪北部農業協同組合

※埼玉りそな銀行及び滋賀銀行は令和6年7月1日以降、りそな銀行及び関西みらい銀行は令和7年4月1日以降、この納付書による市税のお支払いができなくなります。店舗窓口で納付書によりお支払いをされる場合は、別途手数料がかかりますのでご注意ください。

最新の取扱金融機関については下記URLからご確認ください。

URL <https://www.city.minoh.lg.jp/suitou/suitou2.html>

(2) 近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※近畿2府4県以外で郵便局の利用を希望される場合は、箕面市の取扱局として指定する必要があります。箕面市ホームページより「指定通知書」をダウンロードし、納入書とともに提出してください。

(3) eLTAXの電子納税を利用される場合、上記金融機関以外の金融機関からもお支払いできます。（詳細：eLTAX ホームページ）

※変更後の新たな納入書は送付いたしません

4. 納入金額の変更等に係る納入書の記載方法について

(1) 納入金額の変更 (3連ともご変更をお願いします)

① 納入金額が変更になった場合

退職・転勤又は税額変更通知等で、納入金額が変更になった場合は、納入金額 (1) の欄の金額を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄の給与分の欄及び合計額の欄へ記入してください。

② 一括徴収がある場合

納入金額 (1) の欄の金額を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄の給与分の欄へ、給与分と一括徴収分の合計額を記入してください。合計額の欄も記入してください。

③ 退職所得分がある場合

納入金額 (1) の欄の金額を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄の退職所得分の欄に、退職所得分に係る税額を記入し、通常の給与分は給与分の欄に記入してください。合計額の欄も記入してください。

なお、裏面の納入申告書にも、記入をお願いいたします。(次ページ参照)

※訂正できるのは、金額欄だけです。年月や指定番号は訂正できません。

(2) 変更される場合のお願い

① 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。

② 黒のボールペンで記入してください。

③ 訂正印は不要です。

④ 数字は記入例に従って記入してください。

⑤ 数字は所定のワクからはみ出ないように注意してください。

⑥ 手書き欄の頭に¥記号は絶対に記入しないでください。

⑦ 合計欄にも必ず金額を記入してください。

⑧ 当初印字されている納入金額に変更がない場合は、金額を記入することなくご使用ください。

※書き損じた場合には、納入書綴の末尾の予備の用紙をご使用ください。ご使用の際は指定番号、該当年月及び納入金額 (2) の欄を必ずご記入ください。

●記入例 (令和6年7月分の納入金額を15,000円から20,000円に変更の場合)

大阪府箕面市 個人市府民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
272205	00940-9-960355	箕面市会計管理者
42 2407020007000000000015000099		
令和 0607	指定番号 000070000000	納入金額(1) 15,000 円
納期限 令和6年8月13日 取りまとめ局 〒539-8794 大阪府金事務所	給与分 (分をきり)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	入 退 職 所得分	
	金 延滞金	
	督 促 手数料	
	2 合計額	

(変更前)



大阪府箕面市 個人市府民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
272205	00940-9-960355	箕面市会計管理者
42 2407020007000000000015000099		
令和 0607	指定番号 000070000000	納入金額(1) 15,000 円
納期限 令和6年8月13日 取りまとめ局 〒539-8794 大阪府金事務所	給与分 (分をきり)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	入 退 職 所得分	
	金 延滞金	
	督 促 手数料	
	2 合計額	

(変更後)

訂正印
は不要

〈数字記入例〉

●良い例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

●悪い例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上を離さない カギをつけない まるめない 上をふさがない 横線を離さない 横線を出さない 上につき出たりするどくしない 離さない

5. 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受けるかたが常時10人未満（箕面市内・市外を問わず）の特別徴収義務者は、納期の特例を受けることができます。当市所定の「**納期の特例に関する承認申請書**」を提出していただき承認されましたら、特別徴収税額の納期が年2回（12月10日・翌年6月10日）になります（納期限（支払期限）が土・日・祝日の場合は翌日が納期限（支払期限）となります）。

箕面市ホームページから電子申請いただくか、申請書をダウンロードして提出してください。

承認された特別徴収義務者で、すでに納入書をお持ちの場合は、11月分と5月分の納入金額を変更してご使用ください。

6. 市府民税・森林環境税額の算出について

※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。

◎試課の根拠等

1. 納税義務者

令和6年(2024年)1月1日現在、箕面市に住所を有し、令和5年(2023年)中に所得があったかたには、市府民税及び森林環境税が課せられます。

（地方税法 第24条、39条、294条、318条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、6条）

2. 徴収の方法

(1) 特別徴収（給与支払者が給与支払時に差し引いてお支払いいただく方法）

前年より引き続き給与の支払を受けているかたは、この方法によってお支払いいただく必要があります。

（地方税法 第41条、321条の3、321条の4、箕面市税条例第17条の3、17条の4等）

(2) 普通徴収（各個人あてに直接送付された納税通知書により、お支払いいただく方法）

A) 給与所得者以外の人に係る市府民税・森林環境税の徴収

B) 退職等により、徴収できなくなった税額に対する徴収（退職時に一括徴収する場合を除く）

C) 給与所得以外の所得に係る市府民税・森林環境税を一部普通徴収の方法で徴収を希望された場合（箕面市税条例第17条の3第2項ただし書）

◎市府民税・森林環境税の計算方法

市民税と府民税は、いずれも均等割と所得割からなっています。

所得割は前年中の所得金額に応じて、次の式によって計算します。

$$\boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{所得控除合計}} = \boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)}}$$

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額控除前所得割額}}$$

$$\boxed{\text{税額控除前所得割額}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{森林環境税額}} = \boxed{\text{年税額}}$$

$$\boxed{\text{年税額}} - \boxed{\text{控除不足額}} = \boxed{\text{差引納付額}}$$

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、定額減税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額」は所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市民税 3,000円 府民税 1,300円

・所得割（総合課税分）

市民税 6% 府民税 4%

・森林環境税(※) 1,000円

(注)

森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。一人年額1,000円が課税され、徴収方法については個人市府民税均等割の徴収と併せて行われます。

大阪府では、地球温暖化に起因する想定を超える豪雨等の激甚化・頻発化に備え、国の対策方針である「流域治水」の考え方を踏まえた森林部における治山ダム整備等及び自然公園内の管理道等の安全対策や、災害並みの猛暑を踏まえ「都市緑化を活用した猛暑対策」を実施するために必要な財源として、大阪府森林環境税（年額300円 / 個人府民税均等割額に加算）が令和9年度まで延長されます。

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料控除等		支払金額
生命保険料控除	支払金額	
	12,000円以下のとき	
	12,000円超 32,000円以下のとき	
	32,000円超 56,000円以下のとき	
	56,000円超のとき	
	15,000円以下のとき	
料控除	15,000円超 40,000円以下のとき	
	40,000円超 70,000円以下のとき	
	70,000円超のとき	
除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用(限度額35,000円)	
	支払金額	
地震保険料控除	50,000円以下のとき	
	50,000円超のとき	
	5,000円以下のとき	
	5,000円超 15,000円以下のとき	
	15,000円超のとき	

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除 (特別障害者の場合)				26万円
(同居特別障害者の場合)				30万円
(同居特別障害者の場合)				53万円
寡婦控除				26万円
ひとり親控除				30万円
勤労学生控除				26万円
扶養控除	一般 16歳以上19歳未満 (H17.1.2～H20.1.1生まれ) 23歳以上70歳未満 (S29.1.2～H13.1.1生まれ)	33万円		
	特定 19歳以上23歳未満 (H13.1.2～H17.1.1生まれ)	45万円		
	老人 70歳以上 (S29.1.1以前生まれ)	38万円		
	同居老親等 70歳以上 (S29.1.1以前生まれ)	45万円		
	基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	
		2,400万円超2,450万円以下		29万円
		2,450万円超2,500万円以下		15万円

◎税額控除(調整控除)

課税標準額	控除される額の計算	
200万円以下のかた	・人的控除額の差の合計額 ・市・府民税の課税標準額	いずれか少ない金額×5% (市民税3%、府民税2%)
200万円超のかた	人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税標準額－200万円)×5% (注)2,500円未満のときは、2,500円となります。(市民税3%、府民税2%)	

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

市・府民税と所得税の人的控除額の差							
控除の種類		金額	控除の種類		金額	控除の種類	金額
扶養控除	一般	5万円	障害者 控除	その他	1万円	寡婦控除	1万円
	特定	18万円		特別	10万円	ひとり親控除(母)	5万円
	老人	10万円		同居特障	22万円	ひとり親控除(父)	1万円
	同居老親等	13万円		基礎控除	5万円	勤労学生控除	1万円

市・府民税と所得税の人的控除額の差					
控除の種類	配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者控除	48万円以下	一般	5万円	4万円	2万円
		老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	480,001円～499,999円	5万円	4万円	2万円	
	500,000円～549,999円	3万円	2万円	1万円	

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額(ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額) ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

◎税額控除(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	府民税
配当割または株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、府民税は4%に相当する金額 ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、府民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合
	0円以上	195万円以下	84.895 %
	195万円超	330万円以下	79.79 %
	330万円超	695万円以下	69.58 %
	695万円超	900万円以下	66.517 %
	900万円超	1,800万円以下	56.307 %
	1,800万円超	4,000万円以下	49.16 %
	4,000万円超		44.055 %
	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90 %
	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

◎定額減税

令和6年度分の個人市府民税所得割額において、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族（国外居住者を除く）1人につき1万円の減税を実施します。※納税者の合計所得額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

ただし、その合計額が個人市府民税の所得割額を超える場合は、その所得割額を限度とします。また、均等割のみの納税者については、1年間分の税額を6月分でお支払いいただきます。

定額減税の対象者については、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11回に分けてお支払いいただきます（令和6年6月分のお支払いはありません）。

7. 退職手当等に係る住民税の計算方法、納入について

【退職所得に対する住民税のあらまし】

退職所得に対する個人の住民税については、所得税と同様に、他の所得と区別して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村民税（東京都特別区にあっては特別区民税）と道府県民税（東京都にあっては都民税）をあわせて市町村（東京都特別区を含む、以下同じ）にお支払いいただくこととされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

〔1〕課税する市町村と納税義務者

（1）その年の1月1日現在の住所地の市町村が課税

分離課税に係る所得割を課税する地方団体は、退職手当等の支払いを受けるかた（納税義務者）のその退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の**1月1日現在における、住所の所在する道府県及び市町村**です。

例えば、Aさんが令和6年(2024年)10月31日退職したとすると、Aさんの令和6年(2024年)1月1日現在における住所が所在する市町村がAさんの分離課税に係る所得割の課税をすることになります（道府県民税については市町村民税とあわせて市町村が賦課徴収することとなっていますから、実際の納入先は、市町村になります）。

（2）分離課税に係る所得割が課税されない人

退職手当等の支払いを受けるかたが、次に掲げるかたであるときは分離課税に係る所得割は課税されません。

- ①退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けているかた**
- ②退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において国内に住所を有しないかた**

例えばある年の4月に国外の支店等から帰国したかたが、その年中に退職手当等の支払いを受けても分離課税に係る所得割の納税義務はありません。

- ③退職手当等の**収入金額が退職所得控除額より少ないかた**（次ページ参照）

なお、**死亡により支払われる退職手当等に対しては**相続税法の規定により相続税の課税対象となり、**住民税は課税されません**ので注意してください。

〔2〕退職手当等の支払いを受けるかたの申告

退職手当等の支払いを受けるかたは、その支払いを受ける時まで、「**退職所得申告書**」（所得税の「退職所得の受給に関する報告書」と同一用紙になっています）を**その支払者を経由して、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村の長に提出しなければならない**ことになっています。ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、**支払者の手元に保管**していただくことになっていますので支払者は市町村長に提出する必要はありません。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして分離課税に係る所得割の税額を計算してください。

〔3〕分離課税に係る所得割の課税標準 **※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。**

分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の**退職所得の金額**です。したがって、同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額です。

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

令和3年12月31日以前に支払いを受ける退職手当等

1. 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = 退職手当等の金額 - 退職所得控除額 (1,000円未満端数切り捨て)

2. 上記以外の方に対して支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 (1,000円未満端数切り捨て)

令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等

1. 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = 退職手当等の金額 - 退職所得控除額 (1,000円未満端数切り捨て)

2. 勤続年数5年以下の役員等以外の方に対して支払われる退職手当等

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

課税退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 (1,000円未満端数切り捨て)

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

課税退職所得金額 = 150万円 + {退職手当等の金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} (1,000円未満端数切り捨て)

3. 上記以外の方に対して支払われる退職手当等

課税退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 2分の1 (1,000円未満端数切り捨て)

(注)「役員等」とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

①退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第30条第3項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

ロ 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

②勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条等の規定の例によって計算します。したがって、所得税の場合と同様に、雇主が退職手当等を計算するときに基礎とした年数がその勤続期間の一部である場合又は勤続期間に一定の率を乗じて換算したものである場合であっても、その計算の基礎となった年数にかかわらず、引き続き勤務した実際の勤務期間にしたがって計算します。

(2) 分離課税に係る所得割の課税標準額（＝退職所得の金額）

(1) で述べたとおり、退職所得の金額は所得税法の規定にしたがって計算されます。したがって、**分離課税に係る所得割の課税標準額は所得税と同額となります**から、分離課税に係る所得割のために特に課税標準額の計算をする必要はありません。

なお、**分離課税に係る所得割については、基礎控除や配偶者控除、扶養控除等の所得控除はありません。**

〔4〕特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は、6 %（地方税法第 328 条の 3）、道府県民税は、4 %（同法第 50 条の 4））を適用して計算します。

(参考) 特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)		市町村民税額 (特別区民税額)	道府県民税額 (都民税額)
		6 %	4 %			

- (注) 1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます（退職所得の金額は 1,000 円単位）。
- 2 特別徴収すべき税額（市町村民税額、道府県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます（特別徴収すべき税額は 100 円単位）。

〔5〕徴収した税額の納入

（1）納入先

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村にお支払いいただきます**。この場合、次の点に注意してください。

- ①所得税の納付先は、源泉徴収義務者（特別徴収義務者）の事務所等の退職手当等の支払いの日における所在地の所轄税務署とされていますが、**分離課税に係る所得割の納入先は上記のとおりですので、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日における住所地の市町村と異なる場合があります**。
- ②退職手当等が退職した日の属する年の翌年以後に支払われた場合は、現実には支払われた年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は**退職した日**）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

（2）納入の手続

- ①退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、（1）で述べた納入先の市町村ごとに区分してください。
- ②市町村ごとに、所定の「**退職所得に係る市民税府民税納入申告書**」（納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています）に所要事項を記載してください（書ききれない場合は、別途、税務室あて明細を郵送ください）。
- ③**徴収した月の翌月10日**までに納入書により、納入先市町村の会計管理者、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関にお支払いください（納期限（支払期限）が土・日・祝日の場合は翌日が納期限（支払期限）になります）。納入書には指定番号を必ず記入してください。指定番号が不明の場合は、お問い合わせください。

〔6〕特別徴収票

「**特別徴収票**」（所得税の退職所得の源泉徴収票と複写になっています）は、退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載して2部作成し、**退職後1か月以内に1部を納入先市町村長に提出し、他の1部を受給者に交付**しなければなりません。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出又は交付が省略されています。

- ①法人（人格のない社団又は財団も含まれます）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含みます）**以外**の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村長に提出する必要はありません。この範囲は、所得税の場合と同様です。
- ②分離課税に係る所得割がないときは、特別徴収票の受給者への交付は必要ありません。ただし、受給者から請求があった場合には交付しなければなりません。

〔7〕設例 一般社員又は役員等としての勤続年数が6年以上の人の場合

※税法改正があった場合には、改正後の税率等で計算してください。

(1) 分離課税に係る所得割の計算

継続年数 25 年で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

(答) 〔退職所得控除額の計算〕

8,000,000 円 + 700,000 円 × (25 年 - 20 年) = 11,500,000 円 (所得税法第 30 条③Ⅱ)

〔退職所得の金額〕

(14,223,632 円 - 11,500,000 円) × 1 / 2 = 1,361,816 円 → 1,361,000 円

(1,000 円未満の端数は切捨て (地方税法第 20 条の 4 の 2 ①))

〔退職所得に係る所得割額〕 (地方税法第 35 条、50 条の 4、314 条の 3、328 条の 3)

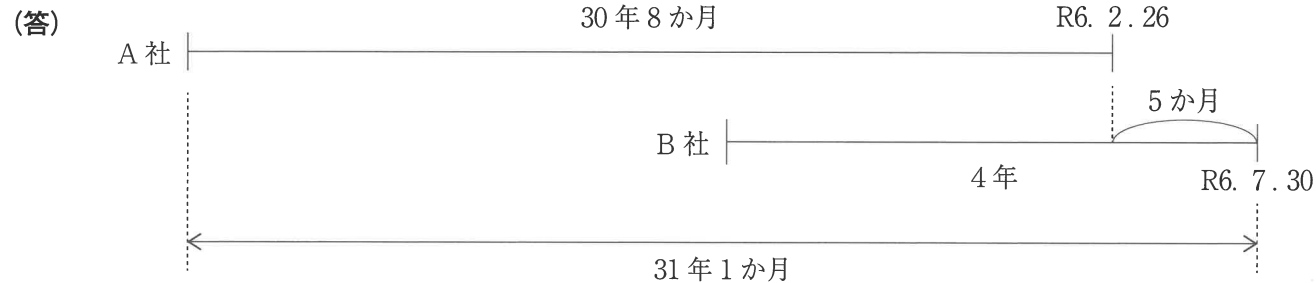
	(課税退職所得金額)	(税率)	
市町村民税 所得割額	1,361,000 円	×	6 % = 81,660 円
		→	81,600 円

	(課税退職所得金額)	(税率)	
道府県民税 所得割額	1,361,000 円	×	4 % = 54,440 円
		→	54,400 円

(100 円未満の端数がある場合は切捨て (地方税法第 20 条の 4 の 2 ③))

(2) 同一年中に2以上の退職手当等を受けた場合

A 社の退職	{	退 職 手 当 等	3,250 万円	} の場合の分離課税に係る 所得割額の算出
		退 職 続 年 数	令和 6 年(2024 年)2 月 26 日 30 年 8 か月	
B 社の退職	{	退 職 手 当 等	150 万円	}
		退 職 続 年 数	令和 6 年(2024 年)7 月 30 日 4 年	



① A 社が徴収する税額

※勤続年数は、30 年 8 か月を切り上げて 31 年となります。

[退職所得控除額の計算]

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (31 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,570 \text{ 万円}$$

[退職所得の金額]

$$(3,250 \text{ 万円} - 1,570 \text{ 万円}) \times 1/2 = 840 \text{ 万円}$$

[退職所得に係る所得割額]

	(課税退職所得金額)	(税率)	
市町村民税 所得割額	840 万円	× 6%	= 504,000 円

	(課税退職所得金額)	(税率)	
道府県民税 所得割額	840 万円	× 4%	= 336,000 円

②B社が徴収する税額

(注) B社が徴収する税額は、その年中に支払いを受けた退職手当等に係る所得割額の総額から、A社において、既に徴収された税額を差し引いた額となります。

[退職所得控除額の計算]

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (32 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,640 \text{ 万円}$$

※勤続年数は、A社の退職手当等に係る勤続期間30年8か月にB社の退職手当等に係る勤続期間4年のうち、A社の退職手当等に係る勤続期間と重複していない期間5か月を加えると31年1か月となりますから、切り上げて32年となります。

[退職所得の金額]

$$(3,400 \text{ 万円} - 1,640 \text{ 万円}) \times 1/2 = 880 \text{ 万円}$$

※退職所得の金額は、A社の退職手当金3,250万円にB社の退職手当等を加えた3,400万円となります。

[退職所得に係る所得割額]

	(課税退職所得金額)	(税率)	
市町村民税 所得割額	880 万円	×	6 % = 528,000 円

	(課税退職所得金額)	(税率)	
道府県民税 所得割額	880 万円	×	4 % = 352,000 円

B社が徴収する税額

	$\left[\begin{array}{c} \text{その年中} \\ \text{に支払う} \\ \text{税額} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} \text{A社が} \\ \text{徴収した} \\ \text{税額} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} \text{B社が} \\ \text{徴収する} \\ \text{税額} \end{array} \right]$
市町村民税 所得割額	528,000 円	-	504,000 円 = 24,000 円

	$\left[\begin{array}{c} \text{その年中} \\ \text{に支払う} \\ \text{税額} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} \text{A社が} \\ \text{徴収した} \\ \text{税額} \end{array} \right]$	$\left[\begin{array}{c} \text{B社が} \\ \text{徴収する} \\ \text{税額} \end{array} \right]$
道府県民税 所得割額	352,000 円	-	336,000 円 = 16,000 円

年度 市府民税・森林環境税の特別徴収への切替依頼書

受付印 (宛先) 箕 面 市 長 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	法 人 番 号 (個人番号は記載不要)														
		フリガナ														
		名 称 (氏名)														
		代表者名														
		所 在 地 (住所)	郵便番号	-												
特別徴収 指定番号		当市での特別 徴収について、 いずれかを○ で囲んでくだ さい		既存・新規		新規の場合 納入書 (要・不要)										
連絡先		所属														
		氏名														
		電話														

給 与 所 得 者	フリガナ			年 税 額 (ア)	※納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。 円	
	氏 名			納 付 済 税 額 (イ)	期分 月随時分まで	円
	現 住 所			差引徴収税額 (ア)-(イ)	円	
				特 別 徴 収 (給与差引)	月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月 10 日です) ※毎月20日までに本依頼書を受理したものは受理した月の 翌月10日以降に税額変更通知書をお送りします。	
	住 所 (1月1日)	※住所に変更のない場合は「同上」と記入してください。		通 知 書 番 号		
				受 給 者 番 号	※通知書に受給者番号の印字が必要な場合は記入してください。	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無
備 考						

- (ご注意) ① 6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、その年の4月10日までに本依頼書をご提出ください。
- ② 二重のお支払いを防止するため普通徴収の納税通知書を必ずご確認ください。
- ③ 納付済税額(イ)の領収書は納税者ご本人が保管してください。
- ④ 今年4月1日時点で満65歳以上のかたは、年金所得にかかる市府民税については給与から特別徴収することはできません。
- ⑤ **普通徴収の納期が過ぎた税額、過年度該当分については特別徴収への切替はできません。**
 (1期分=6/30 2期分=8/31 3期分=10/31 4期分=1/31) ※納期限(支払期限)が土・日・祝日の場合は翌日が納期限(支払期限)になります。

受付印

提出

所在地
(住所)

1999

11

◎この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。